

防防計第6056号

9. 11. 27

改正 防防計第11769号

18. 12. 28

改正 防防計第8137号

19. 8. 28

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長
調 達 実 施 本 部 長

事 務 次 官

十条地区における施設の管理等の業務の処理について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、平成9年12月1日以降、遺漏のないよう措置されたい。

記

陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第24号）に基づき、十条地区（東京都北区十条台1丁目に所在する防衛省の施設をいう。）において業務の処理を行うに当たっては、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、装備施設本部長と協議を行うこと。